

第 30 回 CDM 理事会報告¹

地球環境ユニット

地球温暖化政策グループ研究員 伊藤葉子

第 30 回 CDM 理事会会合（EB30）が、気候変動枠組条約（UNFCCC）本部（ボン）において 3 月 21 日～23 日²に開催された。今次会合では、バイオ燃料やプログラム型 CDMⁱに関する横断的課題についての検討が注目されたが、いずれも採択に至らなかった。また、CDM 理事会の議論の効率性や透明性には課題が多いことが観察された。特にプログラム型 CDM の問題は、専門家による検討が未熟で、素地となるドキュメントも非公開のまま理事会で審議された。

以下に、今次理事会会合による主な検討結果を述べる。なお、主な用語については巻末に解説を付しているの、適宜参照されたい。

1．指定運営組織ⁱⁱの信任関連

1 - 1．運営組織の信任

信任パネルにより、運営組織申請者（AE：applicant entity）の信任勧告が行われた。今次理事会の検討（非公開）の結果、下表のとおり信任勧告が合意された。

表：認証・検証段階の信任

組織名	セクタースコープ ³
JACO CDM Ltd.（日本）	1～3

なお今次理事会会合で信任勧告が承認された JACO CDM Ltd. は、（株）日本環境認証機構が運営するもので、これまでに同一のセクタースコープ（1～3）の有効化審査について COP/MOP による正式な信任を取得している。

1 - 2．スポットチェックⁱⁱⁱ

CDM 理事会は、これまでに 3 件の DOE（具体的な機関名は非公表）に対しスポットチェック実施を決定した。今次会合では、スポットチェックの結果をふまえ、1 件の DOE に対し信任を継続することとし、ただし当該 DOE が今後行う 3 件のプロジェクト審査について信任パネルのチェックを受けさせることを合意した。残る 2 件の DOE の処遇については、次回理事会以降に検

¹ 本稿は、第 30 回 CDM 理事会報告及び同会合への各パネル、ワーキング・グループからの提出書類等に基づき作成した。理事会決定に関する公式情報については UNFCCC の HP（<http://cdm.unfccc.int/>）を参照されたい。

² 非公式会合及び非公開会合を含む。

³ 1. エネルギー産業、2. エネルギー輸送、3. エネルギー需要、4. 製造業、5. 化学工業、6. 建設、7. 運輸、8. 鉱業、9. 金属工業、10. 燃料からの漏洩、11. HFC 等の漏洩、12. 溶剤使用、13. 廃棄物処理・処分、14. 新規植林・再植林、15. 農業

討することとした。

2．方法論^{iv}

2 - 1．個別方法論の検討

今次理事会の結果、新規提出方法論について下記を合意した：

- NM0199（製鉄所における省エネルギー） - 条件付再提出。
- NM0186（水力発電における意思決定支援システム（DSS：Decision Support System）の導入） - 方法論パネルによる再検討を要請。

本方法論は、DSS 導入により既存水力発電所の発電量を増大させる内容。CDM 理事会は、事業者からの提出を受けて第 28 回会合にて検討を行ったが、方法論の内容について、ベースライン排出量を推計するためのデータが 1 年間のみとなっている点や、DSS 導入以外の要因（降雨量の増大等）による発電量増大がある場合の考え方等について議論が決着せず、専門家の意見を求めることとなった。今次の理事会会合では提出された専門家の意見をふまえ検討を行い、多くの理事会メンバーが本方法論を承認すべきとの見解を示した。しかしながら方法論承認の手続き上、今次の理事会で承認することには問題があるとする意見がメンバーから出されたことから、方法論パネルに対し、当該方法論の検討ならびに勧告提出をあらためて要請することで合意した。

- NM0108-rev 及び NM0129-rev（バイオディーゼル） - 不承認（下記「二重計上防止のためのツール」に関する検討を参照）。

2 - 2．横断的課題

（１）「二重計上防止のためのツール」に関する検討

バイオディーゼル等に関するプロジェクトで、バイオディーゼルの生産者と消費者の双方が排出削減効果を申請するケースや、生産されたバイオディーゼルが附属書 国へ輸出されるケースにおいては、排出削減の二重計上（ダブルカウント）が発生する可能性がある。CDM 理事会ではこの問題を回避するための施策が検討課題となっており、今次会合では方法論パネルから勧告された「二重計上防止のためのツール」について討議を行った。本件は昨年未会合（EB22）以来の検討課題となっているが、今次会合でも合意が成立しなかった。

CDM 理事会はこれまでに、二重計上防止について、限定条件を設けた上でのガイダンスを採択したが（EB26）今次会合では当該ガイダンスについての確認を行った。すなわち、EB26 ガイダンスでは、2 つのケース（バイオ燃料の消費者が CER を計上する場合、バイオ燃料の消費者がプロジェクト境界に含まれ、消費量のモニタリングに基づき排出削減量を測定する条件において生産者が CER を計上する場合）のみを対象としプロジェクトを可能とする内容であったところ、今次理事会において、バイオ燃料の生産者のみが CER を申請するプロジェクト（バイオ燃料の消費を考慮に入れないプロジェクト）は、当該ガイダンスの対象とならない（CDM 活動として認められない）とする見解を確認した。

このように、EB26 で採択されたガイダンスは、生産者が CER を申請できるケースとして、バウンダリー内に消費者が含まれることに加え、削減量を消費量でモニタリングすることを条件とする等、限定的な内容となっている。このため現在策定が進められている「二重計上防止のためのツール」においては、EB26 ガイダンスでは対象外とされる上流モニタリングなども含め、二重計上を回避しつつバイオ燃料プロジェクトによる GHGs 削減を効率的に計上するためのツールとなることが期待された。しかしながら、これまでの理事会の議論に見られたように、今回の検討においても、最終消費の担保や、バイオ燃料が輸出される場合のトレースの厳重さ等についてメンバーの合意が成立せず、方法論パネルに対しツールの再検討を要請する結果となった。

また理事会は、これまでに二重計上の問題が未解決であることを理由に審査を保留してきた 2 件の方法論（NM0108-rev、NM0129-rev それぞれタイ、インドでバイオディーゼルを生産し化石燃料の消費を削減する内容）についても検討を行った。その結果、両方法論ともにバイオ燃料の生産者のみを対象とし、エンドユーザーによる最終消費を担保する内容となっていないことから、上記「二重計上防止のためのツール」の検討をふまえ、不承認とすることを合意した。これらの方法論はそれぞれ 2005 年 4 月、7 月に提出され、2 年近く審査が保留されて、最終的に不承認となった。上述のようにバイオ燃料の場合は他のケースと違い、実際の GHGs の削減がプロジェクト実施場所以外で発生するため、特殊な議論が展開される結果となった。

（２）方法論関連手続き・明確化

方法論の策定や改訂プロセスに関し、以下を合意した：

方法論の明確化、逸脱要請、改訂要請

プロジェクト参加者が DOE を通じこれらの各手続きを行うにあたってのガイダンスを採択した。概要は下記のとおり：

明確化要請	
手続き	Procedure for the submission and consideration of queries regarding the application of approved methodologies by DOEs to the Meth Panel (version 02)
趣旨	・承認方法論の適用や、ベースライン・シナリオの特定、追加性立証、ベースライン排出の算定、プロジェクト排出、リーケージ、モニタリングのためのデータ、モニタリング手続き等、承認方法論に関連した諸手続きについて、これらを実施するための条件や背景等について明確化を求める際に適用。
改訂要請	
手続き	Procedures for the revision of an approved baseline or monitoring methodology by the Executive Board (version 05)
趣旨	・プロジェクト活動が、承認方法論が適用されるプロジェクト活動に酷似しながらも、当該方法論を適用することができない場合や、プロジェクト活動が用いる技術や施策、排出源等の相違から、承認方法論の適用対象とされていない場合に適用。

	・ 上記ケースに適用可能となるよう、既存の適用条件を減じない範囲で、大幅な変更が求められる場合とし、承認方法論の変更内容が 5 割を超える場合には、プロジェクト参加者は新たな方法論として提出することが求められる（その場合には、新規提出方法論の手続き ⁴ をふむこと）。
逸脱要請	
手続き	Procedures for requests for deviation
趣旨	・ プロジェクトの登録申請または CER の発行申請に先立ち、DOE が認証・検証プロセスにおいてプロジェクト参加者が適用する方法論の要件、または、登録された時点でのプロジェクト内容から逸脱している（または逸脱することになる）と判断する場合に適用。 ・ 登録に際しては、承認方法論からの逸脱（排出削減量の算定手続きの変更等）、CER 発行に際しては登録プロジェクトのモニタリング計画からの逸脱（モニタリング手続きの変更等）を指す。 ・ いずれもプロジェクト固有の問題である場合で、方法論の改訂等が必要とならない範囲を指す。 ・ 次のケースには逸脱要請は適用されない：モニタリング計画が登録されたプロジェクトの適用方法論に沿わない場合、承認方法論がプロジェクト活動に適用できない場合、方法論の改訂が必要となる場合、そして承認方法論で示されたデフォルト係数が変更される場合。

なお、一旦承認された PDD やモニタリング計画書の改訂に関する対応については、次回理事会会合で検討することとした。

追加性立証関連ツールの改訂等に関わる手続き

これまでに合意された「ベースライン・シナリオの特定及び追加性立証のツール（Combined Tool）」の策定と「追加性立証ツール（Additionality Tool）」の改訂に関連して、プロジェクト参加者が、これらの使用を規定した方法論をプロジェクトに適用する場合の対処を下記のとおり規定した。これにより、従前の規定では方法論の改訂による移行措置期間（grace period）は 8 週間とされていたのに対し、大幅な延長（8 ヶ月）となった（ただし方法論が廃止（withdraw）されるケースについては引き続き 8 週間）：

- ・ ツールの改訂は、承認方法論の改訂と同様の扱いとし、同じ手続きが適用されること。
- ・ ツール / 承認方法論の改訂は、UNFCCC のホームページにおけるレポートの公表（CDM 理事会会合の 5 日後以内が原則）から 14 日後から有効とすること。
- ・ ツール / 承認方法論の改訂は、次のケースにおいては適用しない（従前のツール / 承認方法論の適用を認める）こと： 登録済みのプロジェクト、有効化審査で求められるパブリック・コメントのために PDD をすでに公開し、且つ、ツール / 承認方法論の改訂が有効になった日付から 8 ヶ月以内に登録要請が行われるプロジェクト。

⁴ Procedures for submission and consideration of a proposed new methodology (version 11)

3．プロジェクトの登録と CER 発行に関する検討

3 - 1．個別プロジェクトの検討

今次会合では、個別プロジェクトについて以下の検討を行った（非公開）：登録要請がなされたプロジェクトで、今次会合までに再審査（レビュー）要請^vが出されたプロジェクト（7 件）、登録要請がなされたプロジェクトで前回会合にてレビュー実施が決定されたプロジェクト（5 件）、

CER 発行要請がなされたプロジェクトで今次会合までにレビュー要請が出されたプロジェクト（3 件）、CER 発行要請が再提出されたプロジェクト（1 件）。

討議の結果、レビューが実施されたプロジェクトのうち登録申請 3 件については、不承認とすることを合意した（下表参照）。登録申請が出されたプロジェクトのうち 1 件（プロジェクト番号 0785）を対象に、新たにレビューを実施することとなった。レビューの対象は、プロジェクト境界、早期実施プロジェクト^{vi}としての資格と関連してプロジェクト開始日、追加性立証の 3 点とされた。

プロジェクト概要（番号）	ホスト国	不承認理由
金属精錬工場における排熱回収・利用発電（0683）	インド	・追加性立証（バリア分析）の根拠が不十分。 ・方法論（ACM0004）の適用が不適切。
セメント生産におけるフライアッシュ使用（0715）	インド	・追加性立証（バリア分析）の根拠が不十分。
再生可能エネルギー利用灌漑施設（0761）	ブラジル	・使用方法論が当該プロジェクトの適用に不適。

また、これまでに不承認となったプロジェクトのうち 1 件（バイオマス利用コージェネ、インド）については、審議プロセスに関する問題点から再考した結果、登録を承認した。本件は、通常規模プロジェクトを細分化し小規模プロジェクトとして偽装する“debundling”⁵ではないかとの疑義が持たれ不承認となった経緯があったため、debundling ではないことの精査を DOE に求めるためのガイダンスが示された。

この中で、小規模 CDM タイプ（再生可能エネルギー）のプロジェクト活動について、「過去 2 年以内に登録済みまたは登録申請が出され、同一の消費者にエネルギー供給を行うプロジェクトが存在する場合には、異なるカテゴリーのプロジェクトであっても同一プロジェクトの debundling とみなす」とのガイダンスが示された。

3 - 2．登録・発行プロセスに関する検討

前回の理事会会合では、登録要請や CER 発行要請が出されたプロジェクトの審査にあたる登録・発行チーム（RIT：Registration and Issuance Team）の業務規定（TOR）の改訂を行った。これを受け今次会合では RIT メンバーとして 28 名を改めて選任し、その人員規模を増大するこ

⁵ Simplified modalities and procedures for small-scale clean development mechanism project activities

ととなった。また、RIT メンバーの 2 回目の募集も行うことになっており、次回の理事会では更に追加して選出する予定となっている。

4．その他

4 - 1．プログラム型 CDM

CDM 理事会は、これまでにプログラム型 CDM を構成する「活動のプログラム(Programme of Activities, PoA)」と、その下で実施される具体的プロジェクトに相当する「プログラム活動(CDM programme activities, CPAs)」の定義を示す基本的ガイダンスを採択した(EB28)。今次会合では、事務局から、EB28 で採択された基本的ガイダンスの修正案(未公開)、具体的な実施手続き及び PDD 様式案(EB29 に対し提出され議論が先送りとなっていた)に基づき検討を行った⁶。

基本的ガイダンスの修正案(上記)は、実質的にはこれまでの合意内容を一部変更するという方向性の議論となり、活動のプログラムの下で実施される個々の活動については、“複数の施設等を対象としてお互いに作用し合う複数の対策”と再定義することを基本的に合意した。同様に、これまでに合意されたクレジット期間のあり方(EB28 ガイダンス参照)が再び大きな論点となったが、プログラムの実施期間中に方法論の改訂が行われる場合等を勘案し、クレジット期間を通常の更新期限⁷よりも頻度を多くする考え方が示される一方、実際のプロジェクト活動は CPA であるとの考え方(上述)から、プログラム(PoA)のクレジット期間の設定は不要であるとの意見もあり、合意に至らなかった。その他、個々のプロジェクトを実施する主体とそれらのコーディネーター(PoA として一括管理する者)との関係や、その観点からのプロジェクト参加者の定義が検討された⁸。プロジェクト参加者の定義としては、その管理手続きが煩雑化しないよう CPA ごとではなく PoA レベルで全体の調整役となる主体をプロジェクト参加者とする方向性で話し合いが進められた。

プログラム CDM 実施のための具体的な手続き案(上記)については、プログラム型 CDM のホスト国の特定をどの段階で求めるのか(EB28 で採択されたガイダンスにより、PoA 下の CPA は複数の国で実施可能であり、また、CPA の追加が可能)や、登録料の課徴の仕方、個々の活動に対する審査のあり方等が検討された。このうち登録料については、プログラムではなくその下の個々の活動ごとに支払うこととで基本的に合意した。個々の活動に対する審査については、通常のプロジェクトで行うような審査プロセスとすべきでないとの声が大勢を占め、理事会及び事務局による審査は行わないことで基本的に合意した。通常、プロジェクトの登録申請に先立ち実施されるパブリック・コメントの受付については、ケースバイケースでプログラム、個々の活動どちらのレベルで行うか判断することを合意する一方、DOE の有効化審査そのものについてはプログラムのコーディネーターによるチェックで十分とする意見と、DOE による審査が原則必要との意見が対立し、結論には至らなかった。

⁶ 本稿の作成にあたり経済産業省橘雅浩氏(京都メカニズム推進室)よりコメントを得た。

⁷ 通常のプロジェクトでは更新なしの 10 年か、7 年ごとに 2 回まで更新可能(最大 21 年間)。

⁸ 定義により、CDM 登録簿内口座に CER を取得する主体が決定したり、プロジェクト参加者が追加される場合の承認手続きに影響が生じる。

全体として、これら論点のいずれの検討においても PoA、CPA の概念が十分に具体化、明確化していないことなどから、議論はしばしば混迷した。その結果、基本的ガイダンス及び手続き案の全体的な合意は見送られ、事務局に対し、今次会合の検討結果を反映した上で素案を再検討するよう要請する結果となった。

4 - 2 . DOE/AE フォーラムとの情報交換

DOE/AE フォーラム議長⁹より、DOE/AE の視点に立った懸案事項が報告された。主な内容は下記のとおり：

- 方法論の適用等について、同一の国や地域で実施されたプロジェクトであるにも関わらず DOE によって判断が異なるケースが観察される（例えば、インド北部で実施された複数の系統連系型再生可能エネルギー発電プロジェクトについて、連系先系統の排出係数の設定が DOE により異なるケースが観察される。高い排出係数を認める DOE をプロジェクト参加者が選好することにより、DOE 間の競争に歪みを生じさせる懸念がある）。こうした不均一な状況が DOE 間で観察される場合には、DOE がプロジェクトのレビュー要請を行う機会を設けるべき¹⁰；
- CDM 理事会が検討するガイダンス等について、事務局がドラフトを作成する場合には、DOE が理事会会合に先立ちコメントする機会を設けるべき。

4 - 3 . オブザーバーとの Q&A セッション

オブザーバーとの Q&A セッションが開催された。国際排出量取引協会から、「追加性立証ツール」中で求められる財務分析に関して質問が出された。理事会メンバーは、こうした財務分析においては、プロジェクトの IRR（内部収益率）と代替シナリオの IRR との相対的な比較が求められ、プロジェクトの IRR の絶対水準の高低は審査の対象とはならない、との見解を示した。これは、プロジェクト・シナリオの IRR が高い場合にも、他のシナリオがこれよりも高い IRR を示す場合には、当該プロジェクトの IRR が高いことだけをもってプロジェクトの追加性を認めない根拠とすることはできない、との考え方を示すものと解釈される。

< 参考 >

表：第 30 回 CDM 理事会参加メンバー

地域区分	理事	理事代理
アフリカ	Mr. Samuel Adejuwon Nigeria	(Mr. Kamel Djemouai) Algeria
アジア	○ Mr. Rajesh Kumar Sethi India	Ms. Liana Bratasida Indonesia
東欧	Ms. Anastasia Moskalenko	Ms. Nataria Berghi

⁹ Werner Betzenbichler 氏、TÜV SÜD

¹⁰ マラケシュ合意（パラ 41）では、プロジェクトのレビュー実施は、プロジェクトに関与している締約国または CDM 理事会メンバー（委員）3 名以上がレビュー要請を行った場合とされる。

	Russia	Moldova
ラテンアメリカ・ カリブ諸国	Ms. Christiana Figueres Costa Rica	Mr. José D. G. Miguez Brazil
西欧その他	Ms. Ulrika Raab Sweden	Ms. Maria José Sanz Spain
島嶼国	Mr. Rawleston Moore Barbados	(Ms. Desna M. Solofa) Samoa
非附属書 国	Mr. Xuedu Lu China	Mr. Richard S. Muyungi Tanzania
	Mr. Hernán Calino Argentina	Mr. Philip M. Gwage Uganda
附属書 国	Mr. Akihiro Kuroki Japan	Ms. Jeanne-Marie Huddeleston Canada
	● Mr. Hans-Jürgen Stehr Denmark	Mr. Lex de Jonge Netherlands

注：

- 議長、○ 副議長。1 年ごとに、附属書 国・非附属書 国からの理事が交替で務める。
- () 内のメンバーは今次会合は欠席。
- 任期は、改選の翌年の最初の CDM 理事会まで。理事は連続最大 2 期まで、理事代理は任期の制限はない。
- 理事メンバーは国連定義の 5 地域から 5 名、附属書 国から 2 名、非附属書 国から 2 名、島嶼国から 1 名の代表として就任。

表：パネル、ワーキング・グループの議長・副議長

	議長	副議長
信任パネル	Mr. Hernán Calino	Ms. Anastasia Moskalenko
方法論パネル*	Mr. Akihiro Kuroki	Mr. Xuedu Lu
植林・再植林 WG	Mr. Philip M. Gwage	Ms. Maria José Sanz
SSC-WG	Ms. Ulrika Raab	Mr. Richard S. Muyungi

*方法論パネルへの CDM 理事会からの追加参加メンバーとして **Mr. José D. G. Miguez**、**Mr. Lex de Jonge** が参加。

用語解説

i プログラム型 CDM

これまでに、途上国政府あるいは地方自治体等において、温室効果ガス排出に影響を与える法規制の策定、施行、施行強化等が行われる場合、これらを CDM プロジェクトとし、実現された排出削減をクレジット化するという方法論が提出された。これを受けて、CDM 理事会では、途上国政府あるいは地方自治体等において、温室効果ガス排出に影響を与える法規制の策定、施行、施行強化等が行われる場合に、実現された排出削減をクレジット化することを CDM として有効とすることの是非が論点となった。COP/MOP1 での検討の結果、地方自治体、地域、国家の政策または基準の実施を CDM プロジェクトとすることは認められないが、政府プログラムの下に実施されるプロジェクトを、バンドリング（一括化）等を通じて CDM として実施することは認められるとされた。これを受け、具体的な検討が CDM 理事会で進められることとなっている。

用語解説

ii 運営組織（OE：Operational Entity）：

CDM プロジェクトが京都議定書や関連ガイドラインの要件を満たしているかの審査を行い、当該プロジェクトに伴う排出削減量の認証、検証を行う法人または機関を指す。CDM 理事会からの信任勧告に基づき COP/MOP にて正式に指定される。このようにして指定を受けた組織は、指定運営組織（DOE：Designated Operational Entity）となる。信任及び指定は、有効化審査（validation）と検証/認証（verification/certification）の 2 つの段階（フェーズ）に分かれており、運営組織の専門性に

応じて、セクタースコープ（DOE として業務を実施できる専門部門）が認定される。

iii スポットチェック：

プロジェクトの登録や CER の発行に際しレビュー要請が行われた場合や、DOE の業務の質に重大な疑義が持たれた場合等を契機として、当該プロジェクトの有効化等を行った DOE に対し、CDM 理事会が必要に応じ任意で実施する。

iv CDM の方法論（methodology）：

プロジェクト実施にあたっての排出削減量の計算方法や、モニタリング方法等の手順を一般化して示した文書で、個別プロジェクトの実施に先立ち CDM 理事会の承認を受ける必要がある。承認された方法論は AM（approved methodology）として表記される。

v プロジェクトの登録、CER の発行審査、及びレビュー：

プロジェクトの登録申請や CER の発行申請が出された個別の CDM プロジェクトは、CDM 理事会による登録承認、CER の発行承認が必要となる。マラケシュ合意により、登録または CER 発行の申請後、一定の自動登録期限がそれぞれ設けられているが、期限内に CDM 理事会メンバー 3 名以上の要請が出された場合等には、CDM 理事会によりレビューの実施如何が検討される。

CDM 理事会による検討に先立ち、CDM 理事会の下部組織として設置された「登録・発行チーム（RIT：Registration and Issuance Team）」を構成する専門家が上記期限内に個別プロジェクトの評価を行い、CDM 理事会に対する勧告を作成する仕組みとなっている。

vi 遡及クレジット及び早期実施プロジェクト：

CDM プロジェクトは、原則的には、登録が承認された後に行われる排出削減を対象にクレジットが発給される。ただし、プロジェクトの登録日以前に開始されたプロジェクトによる排出削減に対し、例外的に遡及クレジットを発給することが認められている。こうした措置は下記の規定及び経緯による：

マラケシュ合意（Decision 17/CP.7, 13）により、京都メカニズムの運用ルールが採択されたマラケシュ合意以前より、気候変動対策を目的として行われた GHGs 排出削減プロジェクトについては、2000 年 1 月 1 日以降に行われたプロジェクト（通称「早期実施プロジェクト」）は、2005 年 12 月 31 日までに登録申請を行えば、登録日より以前（ただし 2000 年 1 月 1 日以降）の排出削減を遡及クレジットとして発給することを認める、とされた。

その後 2003 年の COP9 決定（Decision 18/CP.9, 1.(c)）により、マラケシュ合意採択以降、最初の CDM 案件が登録された日付（2004 年 11 月 18 日）までに実施されたプロジェクトについても、プロジェクト開始が 2000 年 1 月 1 日以降で、2005 年 12 月 31 日までに登録申請を行えば、登録日以前に遡りクレジット期間を開始することを可能、とした。

COP/MOP1（Decision/CMP.1,4）では、遡及クレジットを求める場合の要件として「2005 年 12 月 31 日までに有効化審査の要請または方法論の提案が行われたプロジェクトで、2006 年 12 月 31 日までに登録されたプロジェクトについては遡及クレジットの発行を認める」とされた。

さらに、COP/MOP2 にて、当該プロジェクトの登録申請期限を 2007 年 3 月 31 日に延長する権限が CDM 理事会が与えられ、第 28 回 CDM 理事会で延長が合意された。

お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp